

令和 6 年

第 7 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 6 年 6 月 7 日

前橋市農業委員会

令和6年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年6月7日 午後2時00分
- ・閉会日時 令和6年6月7日 午後3時24分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄
13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博
17 番 奥野 芳男	18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一
21 番 小林 要	22 番 石井 真帆美	23 番 町田 祐介	

・欠席委員（1人）

24 番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 片貝 早苗	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 山田 正史	副主幹 阿久澤 強	副主幹 望月 優至
主任 殿岡 正敏	主事 宮澤 柚香里	主事 山崎 佑香	嘱託員 高橋 正子

・付議事件

- （1）議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第38号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- （3）議案第39号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）令和6年度新規就農者奨励金の交付について
- （2）令和5年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは、これより令和6年 第7回 農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇ (挨拶)
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、24番 猪岡 正一 委員の1名であります。従いまして、在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和6年 第7回 農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。8番 横室 辰雄 委員、9番 坂本 忠 委員をお願いいたします。なお、総会での発言については会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。 それでは、議事に入ります。議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から14番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇ (説明)
	以上、整理番号1番から12番と14番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	11番です。1番と7番について聞きたいのですが、1番の譲受人が富士見、そして7番の譲受人が吉岡で、申請地と随分離れていると思うのですが、通いはどうなのか聞きたいです。
山崎主事	事務局の山崎です。まず1番の申請について、申請地が西善町で申請者の方が富士見町ということで少し距離があるのですが、こちらの方のお勤めが前橋市の本町で、勤務した帰りに農地に寄って営農をして自宅に帰る計画を立てられているということで、通作は問題ないとお話していました。作業する日は職場に直接道具を持って軽トラックで向かって、そのままの足で農地に寄って帰るという計画だそうです。もう一点の7番、申請地が粕川町で申請者の方が吉岡町で45分ほど通作の時間がかかるということで確認をしたところ、こちらにも通作には道具を持って軽トラックで直接向かい、後継者や家族の手伝いもあるので営農に問題はないという話を伺いました。以上です。
11番委員	7番の方は勤めが粕川ですか。
山崎主事	7番の方は特にお勤めはしていません。吉岡町にお住まいで道具を持って軽トラックで直接通えると聞いております。他のご家族も農業経営の手伝いをされているということで、問題はないとお伺いしました。
11番委員	はい、分かりました。続けていいですか。11番の譲受人の方は、すでに前から借りているのでしょうか。今回は売買で出ていますけど。というのは、この譲受人の方はいろんなところで営農型太陽光でブルーベリーをやっていて、今回はブルーベリーだけですが、変な話、営農型の収益の方に、ここで作ったブルーベリーを回すという疑いもあるのではないかと思います。
山崎主事	営農型の収益にこちらで収穫した収量を含めてしまうのではないかと確認はしております。実際に今後こちらの農地を営農型で使うという計画も、ないわけではないようなのですが、とりあえず農地として純粋に使うということで申請を受けました。こちらは以前から貸借

	していた場所ではないということです。
1 1 番委員	これから始めるのですか。
山崎主事	そうです。これから始めるということです。
1 1 番委員	ありがとうございます。
議 長	他に質問のある方どうぞ。
1 0 番委員	1 0 番です。この 2 番の方は住所が南町になっています。耕作面積のところを見ると 0 となっているのですが、この方はすでに営農をされている方なののでしょうか。また、もし営農をしているのであれば、現在どのくらいの面積でどんな作物を栽培しているか、分かれば教えてくださいたいと思います。
山崎主事	事務局の山崎です。申請番号 2 番の方はご住所が南町で、現在の耕作面積が 0 とあるのですが、相対で 4 0 年間、後閑町の農地を借りて耕作をされていたと聞いています。その現場も確認したところ、面積はすぐには出てこないのですが、野菜をずっと作付けていたということで、家庭菜園のような形で 4 0 年以上耕作をしていた方になります。今回の申請地は今まで借りていたところとは別なのですが、こちらはまた新たに家庭菜園用の農作物を作付けしたいということで伺っています。
1 0 番委員	ありがとうございます。
議 長	他にございますか。
1 8 番委員	1 8 番です。営農型太陽光については、その後のチェックで本当に計画通りにやっているか厳しくするという話になっていますけど、今回のような場所がかなり離れている場合は、確かに理屈では車に機具を積んで、会社の帰りに営農をやるということは分かるのですが、実際はなかなか難しいと思うんですね。着替えをどうするだとか、大きい機械の場合は車に積みきれぬのかとか。そうすると先ほど意見があったように本当にやるのかという話になってくると思うんです。それをチェックする仕組みを作っておかないと、ただ荒廃農地になっていってしまうのではという心配があるんですね。一生懸命この荒廃農地をなくすために農業委員さんや推進委員さんが頑張っているわけだから、結果的に農地は安いから、ないしはもらったから取得をしておきたいという気持ちは分かるけれども、実際に一生懸命やるのか、計画に沿って営農をやるのかというところをチェックする仕組みがないと、なんとなく不安だということだけ、質問というより要望というか、指摘事項としておきたいのでよろしくお願いします。
議 長	そういうのを見て、ちゃんとしていなければ、更新の時に我々は厳しく対応したいと思います。
1 8 番委員	3 条に関してはそれがないですね。3 条で小さい面積の農地を取得して、今まで 0 だったけど割と簡単に買えるじゃないですか。そこのところを荒廃農地ではなく、ちゃんと営農してくれるのかどうなのか。これから先、計画通りやってくれるかをチェックしてくれる体制があるのかどうか。
山崎主事	最初に取得する農地をこれから使っていけるのかというのは、現状は聞き取りをしたり、面接をしたりでしか確認ができないのですが、その後に新たに拡大したいとなった時には、3 条の審査要件の中に全部耕作要件というものがありますので、すでに所有している農地でちゃんと耕作されているかというのは、そのタイミングにはなってしまっているのですが、見る機会はあると思います。そういうことがないとチェックをする機会が現状だとないのですが、新たに拡大したいとなった時は、所有地を確認することになりますので、そういったところでは指導をしていけると思っています。
議 長	よろしいでしょうか。他にございますか。
8 番委員	8 番です。7 番と 1 1 番ですけど、両方とも譲受人の方が 8 2 歳ですね。これで新里から苗ヶ島までトラックで通うとありましたけど、8 2 歳だとそろそろ免許返すのではないのでしょうか。ちょっと気になったので質問させていただきました。
山崎主事	事務局の山崎です。まず 7 番の吉岡町の申請人の方は、確かに通うと聞いているのですが、

ご家族で農業をされているということで、息子さんをはじめ、ご家族の方の助けがあるという確認はしております。11番の新里町の方なのですが、こちらも申請人の方の年齢は記載の通りですが、ご家族で農業経営をされていることと、前橋にお住まいの従業員のような方を雇っているという聞き取りをしています。他にも前橋にいくつか圃場をお持ちの方なのですが、そちらの管理を含め、今回の苗ヶ島の農地もこちらの前橋を拠点にしている従業員の方が営農をやると聞いています。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号13番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から12番、14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から12番、14番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第38号 農地法の規定による許可の取消し、第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（説 明）

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議 長

◇（意見、質問等なし）

なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第38号農地法の規定による許可の取消し 第4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第39号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

以上、1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議 長

◇（意見、質問等なし）

なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第39号 農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

次に、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（説 明）

以上、2番を除く1番、3番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。なお、2番については、調査班長の報告を踏まえてのご審議をお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

整理番号2番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(坂本委員)

◇（報 告）

ご報告いたします。整理番号4条の2番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、1ページから12ページです。申請地は、前橋

市大室公園から北東約800mに位置する農用地区域内の農地です。現地案内図は4ページをご覧ください。面接には申請人が来られました。現地調査の結果、営農型発電施設の下部の農地全面の大半が防草シートのようなもので覆われており、防草シートの一部に穴を開け、柿の苗木が植えられていました。現地にて苗木の本数を確認したところ、現地には30数本の苗しか確認することができませんでした。単収8割を確保できるほどの本数ではありませんでした。申請人に今後の営農計画等について確認したところ、柿の栽培については指導されたから植えたとのことで、取り急ぎ苗が確保できた分だけ植えたと話していました。今後の営農計画や販路の確保についてはあいまいで、何か作付けされていけばいいのではないかとの感じでした。太陽光発電下部の営農状況が十分とは言えないことと、営農計画が十分に検討されたものとは言えないことから、調査班としては現状では許可相当とするのは難しいとの意見がありました。が、一時転用の期間がさけてしまうため、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。なお、面接時に次回の更新が認められない場合は発電設備の撤去指導もありえる旨は、説明済みです。

続きまして、整理番号4条の3番、農地改良の申請です。現地・面接調査案内図は13ページから25ページです。申請地は、市立宮城中学校から北約1.5kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は16ページをご覧ください。面接には申請代理人の方が来られました。申請法人は、市内でぶどうをメインに桃や梨などの果樹栽培を主とした農業経営を行う法人で、経営規模拡大のため取得した農地を、果樹栽培に適した農地にするため農地改良を行うとのことです。農地改良後はぶどうを栽培する計画です。農地改良の内容ですが、申請地は4筆4段の田のため、道路の高さを基準に1mほど盛土を行い、南傾斜の一面の農地として利用するとのことです。盛土は多いところで2mほど行い、土量は約10,000立米で表土には耕土を30cmほど確保し、盛土完了後、埋め戻すとのことです。搬入業者は前橋市粕川町込皆戸の業者であり、市内を中心に群馬県内の公共工事の建設残土を受け入れる計画です。1日の搬入台数は、4tダンプで8台ほどを予定しているそうですが、毎日8台全部が運ぶわけではないとのことです。工事中の安全管理は搬入業者にしっかりお願いするとのことで、南側の隣接地とは高低差が生じますが、法面により土砂の流出のないよう施工します。雨水については、南の農地に土砂や雨水が流出しないように、南側に側溝を設け西側の水路に排水するとのことです。現在は田として群馬用水の受益地になっていますが、今回の農地改良により、今後は畑として利用するため、“畑かん”として利用できるように群馬用水とは協議を行っているとのことです。調査班としては農地改良の必要性を認め、許可相当と判断しました。以上です。

佐藤副主幹

事務局の佐藤です。整理番号2番について補足で説明させていただきます。こちらの申請者からは営農計画の見直しと、計画に沿って今後は営農をしていきたいということを聞いております。また、こちらについて野立ての太陽光への転用も考えているかもしれないということを知りました。群馬県の農業構造政策課に確認したところ、法改正から期間が短いことや違反に対する是正指導についても期間が短かったことから、今回不許可ではなく1年間の許可として、その間に法改正の基準、厳格化に沿った営農が実現できるように指導を行い、また改善が進まない場合においては許可基準を満たしていないこととし、勧告等の対応をしてはどうかとのことです。事務局としては、今後の営農計画、営農状況が営農型太陽光発電施設としてふさわしいものになるよう、1年後の更新に向けて指導等の対応を取っていきたいと考えております。つきましては、議案書の一時転用期間を1年間に訂正してご審議いただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

18番です。令和6年7月1日から令和7年6月30日までということですね。それで次回

	のこの会議にかかるということですか。
佐藤副主幹 18番委員	その通りです。1年後の会議にこの案件がまたかかるということです。 あと今年迎える同市の一時転用の更新申請に関しては、今回の事例を原則踏襲するという考えで臨むということではないのでしょうか。
佐藤副主幹	今後、今年の更新とか出てくると思うんですけども、基準の方は厳格化された基準で見ていくことになると思いますので、営農状況がふさわしくなければ、このような対応になるのかなと思います。
18番委員	県が言っていた、是正期間として1年くらいの延長という判断で決めるようになると。そういう解釈でよろしいですね。
佐藤副主幹 議 長 阿久津会長 職務代理者	はい。そのようになります。 他にございますか。 この営農型の方は果樹でしたよね。柿とか言っていたと思うんですけども。1年と言っていますが植える時期があると思うので、実際にそこに果樹を植えるのはおそらく冬場ですかね。その間の指導というか、太陽光の下にシートを敷いてある部分と敷いてない部分があったり、前回は柿じゃなくてネギを作ったものがそのまま放置されていたりとか、そういった指導の方はどのような感じでやっていただけますでしょうか。
佐藤副主幹	柿となっておりますので、植える時期は年明けの寒い時期になるということで聞いております。シートについては、現場を見に行った者から防草シートではないものが敷かれているということで、それは剥がすようにと話はしたのですが、本人は穴を開けて植えればというようになっているので、今後の営農計画を改めて見直すということで、この中で指導できればと考えております。
議 長 18番委員	他に質問等ございますか。 よく桃栗三年柿八年と言いますが、8年間は収穫が見込めないわけですよね。穿った見方をすると、果樹で8年間というとはぼ元を取ってしまうというのか、終わるような感じになってしまふ。それで8年間は売上がないのだから0でもしょうがないよねと、悪意と取ればですが、そういう計画を出しておけばいいんだよというような話に向かっている。そういう可能性もあるので、やはり植えてあるからいいというよりは、それなりの剪定をしたり、管理をしていないとダメなんだというところで来年度は調査しないと。果樹の場合はミカンが出たり、ブルーベリーが出たりしていますけど、どちらにしても最低3年くらいかかるじゃないですか。植えてあれば何でもいいというような受け止めでいいのか、会長はどう解釈するのでしょうか。
議 長	それはダメです。果樹は昔はダメでしたが、どんどん果樹でもいいような感じになってしまったわけですけども。ちゃんと剪定しないと、それはちゃんと見ていないという判断になります。今後、営農型太陽光は厳しくいきたいと思います。特に前橋市はですね。
17番委員 佐藤副主幹	17番です。柿とか果樹類は太陽光の下で大丈夫なのですか。 実際に私も育てているわけではないので、大丈夫かどうかという判断ができませんが、柿については低木でやっていくやり方があるという話は聞いています。間に植えたりですとか、そういったところでやっていくことになると思います。そうすると全面にはならないので、全面植えられるようであれば、単収8割というのがありますので、柿だけで単収8割を取れないようであれば、他のところは別の作物を植えてもらうような営農計画になると思います。
議 長 22番委員	他に質問等のある方どうぞ。 22番です。現地調査に立ち会いました。今、知見を有する者の意見書というのを見返してみても、JAグリーン笠懸の意見書に「柿育成、その他のためにご指導いただける方々を確保している」と書いてあるのですが、確保してあるの状況ですか。指導してくれる方がいると書いてあるのに全然指導されていないですよね。
佐藤副主幹	書いた時は、みどり市の柿の組合があったのですが、今は解散してしまったとのことでした。指導されていてあの状況かと言われれば、本人の営農への意欲が見られないのかなと思います。

22番委員	見たところ、農林大で野菜の専門か何かの過程を卒業されているので、果樹はまったく無知じゃないですか。ネギで失敗してしまったから柿ってどうなのかなと思うのですが。野菜をやっていたのであれば野菜でいけばいいのに、誰かの入れ知恵としか思えないというか。指導していただけた方が解散してしまい、いないのであれば、許可するべきではないと思うんですけど。そういう相談はしていないですよ。勝手に植えて、植えたからいいだろうとなってしまうじゃないですか。それをやってしまうと、こういうふうにおかしくなってしまうたり、なあなあで農業委員会を通ればいいとなってしまうので、その辺をちょっと厳しく審査をした方がいいのではないかと思います。
議長	調査班としては、1年間様子を見ると判断したので、意見としてお伺いしておきます。他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番の転用期間を1年間に訂正することとし、整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議長	全員賛成でありますので、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から26番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説明)
	以上、1番から17番、19番から23番、25番、26番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	なお、整理番号19番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (坂本委員)	◇(報告)
	ご報告いたします。整理番号5条の19番、売買、特定建築条件付売買予定地用地の申請です。現地・面接調査案内図は26ページから32ページです。申請地は、市立原小学校から南東約1.3kmに位置し、北側が農地と道路と墓地、東側が道路、西側が農地、南側が農地と宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は29ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者が来られました。申請法人は伊勢崎市に本社を置き、建築業及び不動産業を営んでいるとのこと。従業員は20名、年間の売上額は約7億から8億円とのこと。富士見町内で特定建築条件付売買予定地用地を探していたところ、申請地が適地であったため申請するものです。特定建築条件付売買予定地の販売は、伊勢崎市で実績があるとのことでした。建売分譲住宅を年間3棟～5棟ほど販売しているとのこと。申請地は、特定建築条件付売買予定地3区画を販売します。1区画あたりの面積は100坪程度で販売価格は500万円から600万円を予定しているとのこと。許可後、2か月ほどで造成を完了し、1年以内には完売したいとのこと。建物は28坪程度の木造平屋建てを自社施工で建築し、2500万円ほどで販売したいとのこと。なお、建築条件付売買予定地として許可申請をしているが、申請地北側隣地に2区画2棟については、モデルルーム的に自社施工による建売分譲住宅として販売を行う計画もあるとのこと。土地の造成については、整地程度で周囲には擁壁を設けるとのこと。境界確定は済んでいるとのこと。雨水処理は、敷地内に設ける道路内側及び申請地東側道路に新設する側溝を経由し、南側道路の道路側溝に放流するとのこと。汚水は合併浄化槽により処理し、新設側溝に放流するとのこと。以上のことから、調査班としましては、被害防除対策が取られ、施工実績も認められることから、許可相当と判断しました。
議長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ 議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号24番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番、19番から23番、25番、26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号18番を保留とし、整理番号1番から17番、19番から23番、25番、26番を許可とすることに決定いたします。 続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号24番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説 明） 以上、整理番号13番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。
望月副主幹	◇（説 明） 以上、24番の申請については、調査班長の報告を踏まえてご審議をお願いできればと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号24番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (坂本委員)	◇（報 告） ご報告いたします。整理番号3条の13番、整理番号5条の24番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間3年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は33ページから48ページです。申請地は、前橋市大胡総合運動公園から北北東約1.3kmに位置し、東は宅地、西と南は畑、北は市道に囲まれた農用区域内農地です。現地案内図37ページをご覧ください。面接には、営農者と代理人、行政書士が来られました。現地調査の結果、下部の農地にはブルーベリーが植えられていましたが、単収8割を確保できるほどの本数ではありませんでした。営農者にブルーベリーの本数の少なさや管理が不十分であることを指摘したところ、今後、計画を見直し、本数を増やすとともに管理についても十分に行っていききたいとのことでありました。後日、見直しを行った営農計画書等が提出される予定です。太陽光発電下部の営農状況が十分に管理されたものとは言えないこと、営農計画が十分に検討されたものとは言えないため、調査班としては、現状では許可相当とするのは難しいとの意見がありましたが、一時転用の期間がきれてしまうため、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。なお、面接時に次回の更新が認められない場合は発電設備の撤去指導もありえることは説明済みです。以上です。
望月副主幹	農地係の望月です。整理番号5条の24番について補足説明をさせていただきます。本案件につきましても、整理番号4条の2番と同様に対応を行いたいと考えております。つきましては、一時転用期間を1年間に訂正し、ご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
4番委員	4番です。耕地面積が1126㎡あるのに作付面積が478㎡の計画になっているのですが、営農型太陽光発電の収量の8割目標というのが何か勘違いされているらしくて、パネルの下だけの面積で計算して8割と思っている人が結構いるみたいだけど、これは耕地面積全体の8割ということですよ。そうすると、この計画表の作付面積478㎡というのが少しおかしいわけですよ。
佐藤副主幹	作付面積自体の8割の対象となるのは全体の面積になるので、こちらの間違いになります。

4 番委員	営農型太陽光発電の申請の時でもいいですし、更新の時でもいいですけども、その辺をもう少しはっきりと耕作営農者に説明しないと。この間も面接の時に、収量がパネルの下だけで割った数字で8割いけばいいんだくらいのことを言う人がいたけれども、もう少し計算をしっかりしてもらわないと。隙間に作って8割いけばいいというふうに思っている人がいるので、ちょっとその辺の確認をしっかりとお願いします。
議 長	事務局、そのようにお願いいたします。
佐藤副主幹	はい。厳格化になった後に、こちらから営農型太陽光をやっている事業者の方に通知を出しまして、農水省ホームページ等も案内して確認を取るように依頼の方はしております。今後さらに努めていきたいと思います。
1 1 番委員	1 1 番です。はじめに3条の1 1 番で聞いた続きになってしまうのですが、一時転用の方だと、先ほど営農者が来たと言っていたんですけど、営農者の8 0 いくつかの方が来たんですかね。それと前回までは営農者の子供だなんだって就農者の一覧を出していましたが、今回は出さなくても関係ないのでしょうか。
佐藤副主幹	面接には、この方から任されているという営農者の方が来ました。5 0 代くらいの方で、この方が見ているということです。今回その方に改善の依頼をしまして、今後ちゃんとやっていきたいということで確認が取れております。
1 1 番委員	一度もう許可を取ってしまっているから出さなくてもいいのですか。
佐藤副主幹	今回、3条の方は区分地条件だけの申請ということで、そういった名簿はいりません。営農型太陽光につきましては申請書にそういった欄はないので依頼を求めておりません。
議 長	続きまして質問ございますか。
1 5 番委員	1 5 番です。調査班で現地確認に出ていますから、行っている責任がありますので発言をさせてもらいます。やはり一度この太陽光の関係で許可したものを、認めないというのは現実的に非常に難しいと思うんです。設備の関係ですとか、そういったものをどうしていくのかということになると、相当の迫力が農業委員会にないと。施設を撤去させたり、片付けさせたりするのは、その設置した人の財力ですとか、いろんなものがありますから。これはもう認める段階できちんとした基準なりを持っていかないと、非常に難しいのではないかと私は思っています。調査班としては、先ほど調査班長が述べた中身の中で、今回はやってもらえればと思っています。よろしくお願いします。
議 長	事務局から、その辺のことについてお願いします。
佐藤副主幹	営農型太陽光発電にかかる違反転用指導ということで、県の方に問い合わせまして、大まかなスケジュール的なものをもらっております。その中で営農計画等を出させて、その後、是正に対する期間を設けて実施してもらおう。その期間をもって何か月か確認を行い、是正が足りないということであれば、もう一回文書指導等をして確認を行うということです。それでも是正されない場合は、是正勧告等をまた文書で行い、それを国なりに報告をして国の方から今度は経産省の方にも情報提供がいくというような流れになっております。そういったところも踏まえて、今後動いていくことが必要になると思っています。
議 長	最終的には売電を止めるということらしいですけども、よろしいでしょうか。他にご意見等ございませんか。
1 8 番委員	1 8 番です。1 1 番委員さんが心配しているように、設置者が四日市の会社で、8 2 歳の方が営農をするということで、常にこのセットで出てきているのですが、その時点で普通なら8 2 歳の方がこんな面積で全部営農をするのかという疑問はありますよね。それで先ほど言ったように、1 年経ったら本当に強く是正勧告ができるのかという部分もあると思うんですよ。事務局がしっかり議事録を取っておくと思うので、そこは信頼するのですが。いずれにしても我々もある程度は腹をくくらないとできないという部分はあると思うんです。会長はかなりやる気があるので、そこを信じながらですね。結構前橋は誤魔化しが効くとか、一回許可を取ってしまえば是正しますと言っていけば1 ～ 2 年先送りにはできるとか、そうなると思うと困るとい

議 長	うのが本音だと思うんですね。その辺、会長を含めしっかり頑張りましょう。 高崎とか富岡とか、いろんな方の意見を聞くのですが、前橋が一番厳しいという意見になっております。事務局が説明したように1年間様子を見て、ちゃんとしてくれればいいのですが、もしそれがなければ国の指導もありますように、最終的には売電を止めてもらうということで、その通りにしない営農型太陽光の方には通達をしてもらうということでよろしいでしょうか。
◇◇◇	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第5条の整理番号24番の転用期間を1年間に訂正することとし、農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号13番、農地法第5条の整理番号24番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申(とうしん)のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。 次に、議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
阿久澤副主幹	◇（説 明） 農用地利用集積計画の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 18番です。ちょっと素朴な疑問なんですけれども、売買価格の形が3条より均一的な金額が取れていると思うのですが、これについて事務局から例を示すとか、価格の相談を受けたときの基準を話すとか、そういったことがあってこの辺の金額に決まっているという解釈でよろしいでしょうか。
議 長 18番委員	こちらの方は相対の話になりますので、事務局については単価的なものとか、そういったものを一切提示しておりません。話し合いの中で決定している価格となります。 18番委員 相対で決めているということですね。3条の中に平米で5円とか出てきたりしているのでね。3条は1万円ぐらいになったり5円になったりがある。その点、こちらの方が非常に相場に合っているかなという気がしたものですから。はい、分かりました。
議 長	他にございませんか。なければ採決したいと思います。議案第42号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
議 長	次に協議事項（1）令和6年度 新規就農者奨励金の交付について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
宮澤主事	◇（説 明） 説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願います。 議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 11番委員 11番です。この地区というのは、住まいと農地どちらですか。 宮澤主事 営農地で判断させていただいております。 11番委員 はい、ありがとうございます。 議 長 他にご意見等ございませんか。ないようですので採決したいと思います。新規就農者奨励金の交付について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、協議事項（1）令和6年度 新規就農者奨励金の交付について、
議 長	

井草補佐
長谷川補佐
高山係長

議 長
◇◇◇
議 長

◇◇◇
議 長

原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（２）令和５年度 農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（説 明）

◇（説 明）

◇（説 明）

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（２）について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、協議事項（２）令和５年度 農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表について、原案を決定いたします。

次に、３４ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（３）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況	１件
（２）法第５条の届出書の受理状況	１８件
（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況	７件

また、報告事項（４）は、第５回総会において許可とした法第４条の農地転用１件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後３時２４分閉会）